

第2章 人権啓発の目標—人権と人権問題

なんらかのプログラムの効果を測定し、検証しようとするあらゆる営みがそうであるが、効果を検証しようとするれば、かならずその目標をはっきりさせておく必要がある。目標が曖昧なままではどこまで成果があがったのかを測定することは不可能である。

人権啓発の効果を検証するという試みにおいても同様に、その目標をはっきりと設定されなければ、検証することはできないのである。

1 人権啓発の目的

人権啓発が目的的な営みである限り、その目的をはっきりさせることが重要である。というのも、目的の明確化は、よりよい啓発プログラムづくりの前提となるからであり、同時に効果的な啓発実践を行う上での前提になるからである⁴。

では、人権啓発では、いったい何が学ばれるべきなのだろうか？ 何の気づきをうながすのだろうか？ そして何に向けての行動化がめざされるのか？ 語義どおりにとれば、学ばれるべきものは「人権」概念であり、「人権」への気づきがうながされ、「人権」の保障・確立に向けての行動化がめざされるべきであろう。そのうえで、ひとりひとりが人権（権利）の主体としての自覚を高め、市民としてエンパワメントされていくことが目指されているのである。とはいえ、これまでの人権啓発において、「人権」概念そのものの学習の視点はそれほど強くなかったと考えられる。部落問題学習を出発点としてに広がりを見せてきた人権啓発は、かならずしも市民に対して「人権」の主体としての気づき・理解をうながすものとなりえてこなかった側面もあるのではなかろうか。

2 人権学習と人権問題学習

ここで、人権啓発における学習内容を整理するために、その内容を便宜的に「人権学習」と「人権問題学習」にわけて考えてみたい。

「人権学習」は、語義通りに取れば、「人権」概念について学ぶことである。例えば、大学の法学部などで使われている一般的な『憲法(人権)』の教科書を見れば、人権として、(1)幸福追求権・(2)平等権・(3)精神的自由権・(4)経済的自由権・(5)身体的自由権・(6)参政権・(7)生存権・(8)教育権・(9)勤労権・(10)労働基本権・(11)請求権・(12)プライバシー権…などが解説されている⁵。これらの権利はあらゆる人々に保障されるべきものであるという意味で人権の普遍的視点が示されている。人権啓発は、まずはこれらの権利が学習され、意識化されることを目指すことになるだろう。しかし、ただ人権概念について学習しただけでは、人権啓発の出発点として位置づけられる、被差別部落の人びとへの人権の未保障の問題をはじめ、人権が侵害されやすいマイノリティの人々に対する理解が必ずしもうな

⁴ 残念ながら、昨年度の調査においても、自治体におけるそれぞれの人権啓発実践において、具体的な人権（権利）学習が目標として明確に設定されていることは少なかった。

⁵ ここでは、渋谷・赤坂（2000）を参照した。

がされるわけではない。

他方で、「人権問題学習」は、基本的人権が侵害された状況やそれにより生じる問題、特に、社会的弱者としての人権が侵害されやすい人びと、マイノリティ集団をめぐる社会問題とセットで学ぶこととなるだろう。例えば、『平成 20 年版人権教育・啓発白書』（法務省・文部科学省，2008）では、主な人権課題として、(1)女性・(2)子ども・(3)高齢者・(4)障害者・(5)同和問題・(6)アイヌの人々・(7)外国人・(8)HIV 感染者等・(9)ハンセン病患者・元患者等・(10)犯罪被害者等・(11)インターネット・(12)ホームレス・(13)性的志向・性同一性障害者などをあげている。『白書』は、しばしば差別の対象となりうる人々への理解をうながし、人権侵害の解決のための学習の必要性を指摘している。

しかし、実際に行われている人権啓発は、「人権学習」と「人権問題学習」という整理があるわけでもなく、さらには必ずしも「人権」への理解の促進がめざされているとはいえない。人権問題への理解を促す啓発活動は幅広くおこなわれているものの、人権概念への学びが意識的に設定されている例はそれほど多くはないのである。

3 人権学習・人権問題学習の関連

とはいえ、ここで整理した「人権学習」と「人権問題学習」は必ずしも排他的ではなく、重なり合うところも多い。どちらかがより重要というものではなく、どちらの学習も重要なのである。目指されるべきは「人権学習」と「人権問題学習」を完全に切り離して進めるのではなく、有機的につなげていくことであろう。

先に第 1 章で、人権啓発は人権侵害などの人権課題の解決に向けたひとつの手段であることを指摘した。とするならば、人権啓発は人権保障・確立、あるいは人権問題・人権課題の解決のための方法であり、それらが目標として設定されなければならない。

ここで仮に「人権学習」と「人権問題学習」の 2 軸を設定し、入口（学習から導き出されるもの）と出口（学習の結果もたらされるもの）を考えた場合、その流れとしては 4 つのパターンが考えられる（表 2-1・図 2-1）。

表 2-1 人権学習と人権問題学習の関連

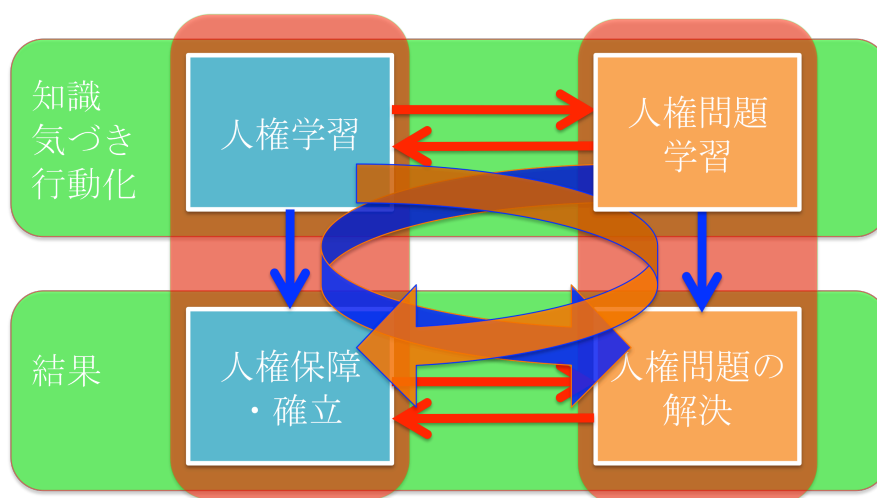
パターン	内容
①人権学習から人権保障・確立へ	学習によって人権保障・確立をめざす 民主主義社会の前提かつ人権問題解決の前提
②人権問題学習から人権問題解決へ	学習によって人権問題解決の解決をめざす
③人権問題学習から人権学習へ （そして人権保障・確立へ）	問題から入って人権へとつなげる
④人権学習から人権問題学習へ （そして人権問題解決へ）	人権から入って問題へとつなげる

まず、従来どおりの学習として「①人権学習」と「②人権問題学習」を設定している。「①人権学習」は、人権の歴史・現状・課題などを学ぶものであり、そのことによって人権保障・確立が目指されることになる。また、「人権学習」は民主主義社会かつ人権問題解決の前提となるものである。というのも、人権概念を学ぶこと抜きに民主主義社会を成立

させることは困難であるし、人権という一定の基準に従ってその侵害状況を人権侵害と認定できるのであって、人権が何たるかを学ぶことは、ある事象を人権侵害・人権問題として認識することの前提となるからである。また、「②人権問題学習」は、部落問題などマイノリティや人権を侵害されやすい人たちをめぐる社会問題を学習することである。それぞれのマイノリティにはそれ固有の歴史を持つのであり、人権問題の歴史・現状・課題、さらにはその克服の手だてなどを学ぶものである。それらを学ぶことなしに、現にある人権問題を解決することはほぼ不可能であろう。

そして、これらを有機的につなぐのが「③人権問題学習から人権学習へ」と、「④人権学習から人権問題学習へ」という流れである。

図 2-1 人権学習と人権問題学習の関連



人権問題学習のひとつとして部落問題学習を例にしてみよう。

部落問題学習は、部落の人々に対する差別によって、基本的人権が侵害された状況や、それにより生じる問題について学ぶことである。部落問題のように、さまざまな社会問題そのものを学ぶことは、問題解決に向けて非常に重要であることは言うまでもない（「人権問題学習から人権問題の解決へ」）

ただし、そうした学習が、あくまでも他人事（私は当事者ではない！）の問題として受け止められる可能性もある。そのようにならないためには、「③人権問題学習から人権学習へ」、すなわち部落問題学習を通じて人権を学ぶという視点が明確化される必要があるだろう。部落問題学習を通じて権利について学ぶことは、社会問題そのものの学びと同時に、自分自身の権利学習にもつながるのである。その際、個別の人権学習・人権問題学習が、何の「人権」についての学びにつながるのか、目標が明確化されることが特に重要である。

逆に、「④人権学習から人権問題学習へ」、人権学習を通じて部落問題を学ぶという回路もある。すなわち、権利の学習を通じて、部落問題を学ぶという方向性である。この場合、自分自身の権利の学びと同時に、社会問題の学習にもつながる。そして問題解決の主体へとつながっていくという方向性である。

結果として、人権が保障・確立された社会に近づくことは、人権問題が解決された社会

につながるものであり、人権問題がひとつひとつ解決されることは、人権が保障・確立された社会に近づくことになる。いわば、人権学習と人権問題学習は、入り口は違えども、究極的な目標をめざすための両輪となっているのである。

こうしたつながりを意識した学習プログラムづくりを提言しているのが(財)大阪府人権協会である。(財)大阪府人権協会の人権啓発部長である柴原浩嗣(2009)は人権概念構成図と人権内容構成図をもとに、普遍的な人権と具体的な人権問題とを結びつけた人権学習の必要性を提起している(表2-2)。

たとえば、部落問題学習を通じて部落地名総鑑事件や就職差別の事例を学ぶことは、差別の実態を学ぶという意味では意義は大きい。しかし、それだけにとどまらず、それがすべての人に保障されるべき職業選択の自由・勤労の権利を侵害するものであること、そして学習者自身の職業選択の自由・勤労の権利そのものの学びにつなげていくこと、さらには学習者の権利の主体としての自覚をうながし、学習者がエンパワメントされていくことが、人権学習・人権啓発という言葉が意味することを真に実践していることにつながるのではなかろうか。

4 人権学習と人権問題学習をつなぐ

以上の問題提起をまとめると、次のようになる。

人権学習は、人権に関する課題解決の前提である。人権という一定の基準や認識枠組みが設けられることによって、何が人権課題かが明確になるからである。また、社会的弱者・人権を侵害されやすい人びと・マイノリティ集団などに関する人権問題学習は、問題解決に向けて重要である。それぞれの人権問題は、それ固有の歴史的経過とそれにもとづく現状・課題があるからである。

これらを有機的につなげるために、普遍的な権利を学び、個別の課題に取り組むという流れと、個別の課題から普遍的な権利を学ぶという流れを作っていくことが重要となる。こうした組み合わせによって、人権侵害のある社会から、人権侵害を防ぐ・解決するための行動化がもたらされ、人権が保障されずに人権侵害が頻発する社会から、人権が確立され人権侵害がない社会へと、その変革につながっていくのではなかろうか。

表 2-2 人権概念構成図と人権内容構成図

表 1 人権概念構成図（人権の概念と具体的な人権問題の学習との関係）

人権概念	人権概念の例	人権概念の内容と学習目標	具体的な人権問題の学習例				
			部落問題	女性問題	障がい者問題	外国人問題	様々な人権
尊厳	生命、個性、アイデンティティ、個人情報とプライバシー	人は生まれながらに大切に尊い存在であるという価値で、人権の基礎となる考え方を学ぶ。	部落出身者宣言、身元調査とプライバシー	夫婦別姓問題	障がい者の自己決定権	在日コリアンの本名の意味	平和と命の大切さ
自由	自由	外部からの強制や抑制なしに行動する権利があることを学ぶ。	結婚差別	性別役割分担意識	バリアフリー（社会のバリアと心のバリア）	外国人登録法の問題	ハンセン病の強制隔離政策
多様性と受容	個人、セクシュアリティ、能力、集団、民族、文化、異文化理解、内なる国際化	人や集団にはそれぞれ異なる部分、違いがあることに気づき、それを尊重したり、肯定的な関係をつくることを学ぶ。	部落の生活と文化	性別役割分担意識	インクルージョン	異文化理解、多文化理解、交流	性的マイノリティの人権（性の多様性）、アイヌの文化
差別と平等	差別、上下意識、排除、平等、差異と差別、ジェンダー、リテラシー、立場	人種・民族・出身・障がい・性別などの理由による異なる処遇の不当性を学び、すべて同等の尊厳と価値を持つことをを身につける。	公正採用と就職差別、機会の平等と結果の平等、識字・日本語問題	雇用機会均等、均等待遇、ジェンダー、機会均等と間接差別、識字・日本語問題	障がいによる受験制限、就学免除・猶子、識字・日本語問題	内外人平等、公正採用と就職差別、識字・日本語問題	HIV感染者等への就職差別や診療拒否

表 2 人権内容構成図（権利の内容と具体的な人権問題の学習との関係）

区分	権利の内容	学習課題の例	具体的な人権問題の学習例				
			部落問題	女性問題	障がい者問題	外国人問題	様々な人権
自由権	奴隷的拘束・苦役の禁止	買春問題		買春問題			
	拷問・残虐刑の禁止、酷極権	受刑者の人権					拘留所内での拷問
	居住・移動の自由	入居差別	部落を忌避	母子入居拒否		入居差別	ハンセン病隔離政策
平等権	職業選択の自由	就職差別	部落地名総覧	雇用機会均等	障がい者雇用	就職差別	
	法の下での平等、差別の禁止	差別問題	部落差別	女性差別	障がい者差別	外国人差別	
	法の平等な保護					法的地位問題	
	家族における個人の尊厳			家長長制度			
	両性の本質的平等	女性差別問題		性別役割分担			
社会権	婚姻は両性の合意のみ	結婚差別	結婚差別		結婚差別	結婚差別	ハンセン病回復者
	生活権						野宿生活者の人権
	福祉を受ける権利			母子家庭支援	自立支援	無年金問題	
	教育を受ける権利	教育機会均等	教育機会均等		就学免除猶子	就学保障	
	(義務教育の無償)		識字・日本語	識字・日本語	識字・日本語	識字・日本語	
	勤労の権利・義務	就職差別	部落地名総覧	雇用機会均等	障がい者雇用	就職差別	パート労働者の人権
参政権	選挙権					参政権問題	

柴原（2009:41）